

#### 4 広間棟

広間棟は南向き、南北棟で、勝画楼棟と同じく茅葺寄棟造、小屋組は和小屋形式である。建物は南北にやや広く、西向きに玄関を設ける。北東側の一部を除き、軸部に大きく損傷・腐食した部分は見られない。北東側の一部は雨漏りにより天井・床組が大きく損なわれており（図14）、『古建築』に掲載された実測図<sup>11)</sup>で平面形状は明らかであるが、現時点では床組に大引きがかろうじて残る程度である。

註11)：本書 p.100。

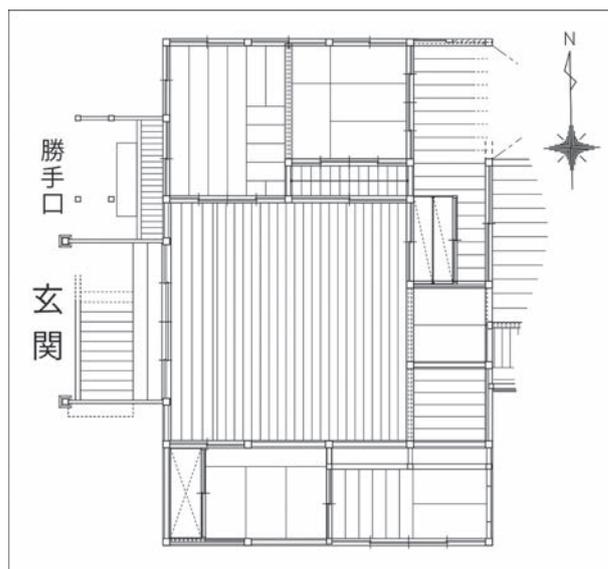


図36 広間棟間取り（現況）

広間棟は、安永3年（1774）の「風土記御用書出」に「南向竪十一間横六間」と記録されている法蓮寺客殿（方丈）の東側3分の1部分にあたり、いずれかの時期に現在の規模に減築されたと考えられている。

『建築』では、「もし玄関広間が旧建物の利用とするなら、勝画楼附近が天保の火災に焼け残ったことは明白であるから、（中略）その位置から見て方丈の罹災は一部で東側上間式台あたりまでには及ばず、それらの残材が転用されて勝画楼玄関<sup>12)</sup>の構成となったのではあるまいかとの憶測も出来る。」との見解が示される（同書 p.122）。

『古建築』でも、「かつて存在していた法蓮寺客殿（中略）の北側に当たる約3分の1の形にそのままあてはまる。（中略）この広間は、天保11年（1840）の法蓮寺火災（この内容については全く不詳）の時に焼け残った客殿の一部分を転用したものともみられる。そしてその位置は全くもとのままで、動いていないようである。」と指摘する（同書 p.20）。

また、『建築』・『古建築』のいずれも、材料や柱の太さなどから推して、広間棟は勝画楼棟に比べてより古式であるとの見方が示されている（『建築』 p.120、『古建築』 p.19）。

両書とも断定は避けているが、法蓮寺客殿と広間棟との連続性に言及し、天保火災が減築の要因であったのではないかと推測している。この点を検証するために行った痕跡調査および資料調査の成果を以下にまとめる。

註12)：『建築』には、広間棟を勝画楼の「玄関およびその附属施設」と捉えている表現が散見される。『建築』が刊行されたのは昭和43年（1968）であり、勝画楼が披露宴会場などとして使われていた最後の時期である。当時は、広間棟は勝画楼棟に附属する玄関・エントランスホールとして認識されていたのであろう。

### (1) 法蓮寺客殿（方丈）と広間棟との連続性

玄関入って正面の広間は3間四方で板敷きになっている。（図37）

この18畳間が「御修復帳」などに描かれる法蓮寺客殿の上間（御成之間）と同規模であることが、客殿と広間棟の連続性を示す根拠の一つとなっている。また、広間の天井は勝画楼棟一ノ間に劣らぬ高さがあり、「御成之間」としての格式を示すとされる（図38）<sup>13)</sup>。

註13)：ただし、天井は棹縁となっており、後補の可能性もある。



図37 広間棟内部（18畳間）



図38 18畳間天井（棹縁）

今回の痕跡調査で発見された、広間棟平面の変遷を示す痕跡は以下のとおりである。

- ・玄関側の建物西面には柱を抜いた痕跡があり、かつては1間ごとに柱が立ち、長押が廻っていたことが分かる。
- ・小屋裏の隅木痕跡は南東隅・北東隅にのみ残っており、南西・北西隅には見られない（図39）。現在は南北棟となっているが、かつては東西棟であったことが分かる。

これらの痕跡から、広間棟はかつて西側に延びる建物であったことが分かる。また、二の梁から上には使用されていない継手・仕口の痕跡や欠き込みが多く見られ、下段の梁には見られないことから、屋根形状を変えた際に部材転用が行われたことが分かる（図40）。



図39 北東隅の隅木痕跡

また、「新修復帳」<sup>14)</sup>に描かれた法蓮寺客殿の平面と合致する痕跡が多数見つかっている。

- ・18畳間北面の神棚・収納となっている部分には、柱に床框・落とし掛けがあった痕跡が残っており、もとは床の間であったことが分かる。床の間の位置、大きさは「新修復帳」（宮城県図書館本）の客殿上間に描かれた大床と合致する。



図 40 使用していない仕口跡



図 41 天井棹縁 (右手の小壁が後補)

・18 畳間の裏座敷にあたる北側は小壁で 2 部屋に仕切られているが、天井の棹縁が 2 部屋にまたがっている様子から、この小壁は後補であることが確認できる (図 41)。

・広間南側から東側は小間 (図 42) や物入れなどとして仕切られているが、小屋裏から柱に残る天井回縁の痕跡が確認でき、間仕切りはいずれも後補であり、かつては一続きであったことが分かる。

・「新修復帳」の広間北側に描かれている外縁の痕跡が、北側柱北面に残る。

・柱の痕跡と、「新修復帳」から判断される柱間装置 (壁や建具) が一致する。



図 42 南側の小間

これらの痕跡は、いずれも法蓮寺客殿と広間棟との連続性を根拠づけるものである。

今回の調査をとおして、現在の広間棟は法蓮寺客殿の東側 3 分の 1 を前身建物とすることはほぼ明らかになったと言ってよい。

註 14) : 仙台藩が施設の建設・維持管理のために作成していた「御修復帳 (御修復帳)」のうち、今回の調査では宮城県図書館所蔵の「旧修復帳」および「新修復帳」、東北大学大学院工学研究科所蔵の「新修復帳」の 3 冊を検討した。画像を p.90 ~ 94 に掲載。

広間棟を現在の位置から西側に延長し、11 間に 6 間の規模に復原した場合、建物の南西角であったと推定される部分に、基壇とも見える石段が残る (図 43)。ただし、これが客殿の基壇である確証はなく、玄関前の敷石やコンクリート路面はかなり新しい時期に整備されたものと考えられ、敷地全体が整地されている可能性もある。



図 43 石段

## (2) 客殿の改変について ～時期、要因、位置等～

寛保元年（1741）以前とみられる「神社絵図」<sup>15)</sup>では三間続きの客殿と東向書院（勝画楼棟）が接続する形で描かれている。一方、大正14年発行の『聖蹟志』<sup>16)</sup>では現在に近い形の広間棟が描かれていることから、この間のいずれかの時期に客殿に改変が加えられたことは間違いない。『建築』および『古建築』で推測されているように、天保火災後の再建時、あるいは明治の法蓮寺廃寺から天皇巡幸（明治9年〔1876〕）までの期間などが考えられるが、時期、要因については明らかでない。

註15)：本書 p.95。 註16)：本書 p.83。

また、もとの位置のまま西側3分の2が減築されたのか、客殿を一旦解体し、部材を転用して建て直したのかも不明である。後者の場合、位置も変更されている可能性がある。

現在、18畳の広間と勝画楼棟を行き来する際には、幅半間ほどのスペースを通らねばならず、2棟の接続がやや不自然に感じられる。

「神社絵図」では、客殿（方丈）上間北側の奥の間と、勝画楼棟三ノ間が隣接して描かれる（図44）<sup>11)</sup>。この位置関係は、『聖蹟志』の平面図および現況と明らかに違っている。加えて、「神社絵図」では客殿が石垣ぎりぎりに描かれているが、現況の広間棟と石垣（玉石積み）の間には南側に約1.5m、東側に約1mの空間がある（図45）。

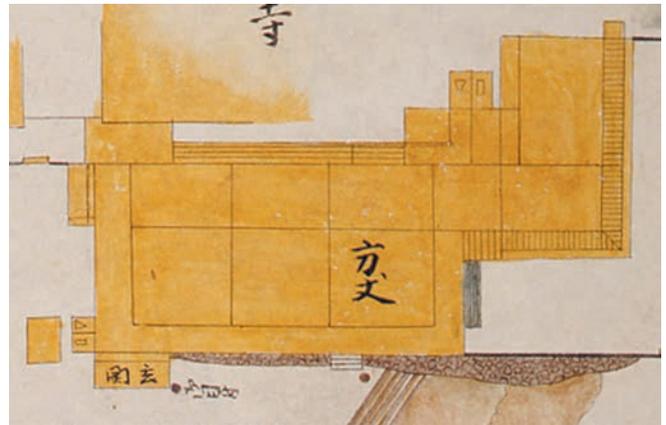


図44 「法蓮寺」図（部分）  
「仙台所々神社絵図」のうち  
仙台市博物館蔵

註11)：「新修復帳」（東北大本）には、勝画楼棟は描かれていないものの、客殿東側の三ノ間にあたる位置に2間四方の小部屋が増築されたことを示す張り紙があり、勝画楼棟を除いた部分の間取りは「神社絵図」とほぼ一致する。詳細は本書 p.26 の変遷図参照。

「神社絵図」に描かれた2棟の接続部や石垣との位置関係が正しく、勝画楼棟が建築時の位置から動いていないとすれば、客殿は現在より南東側にずれた位置にあった可能性があるが、確証はなく、後考を待ちたい。



図45 建物と石垣の空間

## (3) 明治以降の改修の痕跡

広間棟の南・東・西面の外壁に打ち付けられていた仮設材（波トタン）を撤去し、痕跡調査を行ったところ、どの面にも柱・束に複数の痕跡が見つかった（図46、図47、図48）。

広間棟の南東隅柱は床面近くで柱を継いでおり、他の柱も太さを変えるなど手が加えられている。



図 46 仮設壁を撤去した南西面



図 47 仮設壁を撤去した南面



図 48 仮設壁を撤去した東面



図 49 南西隅柱上部（桁跡）

広間棟南東隅は、奥行きが浅い床の間を持つ小間になっているが（図 42）、天井材の切断痕や南西隅柱に残る桁仕口痕など、この部分がより南側に増築されていた痕跡が認められる（図 49～図 51）。これらは、明治期以降に行われた増改築の際に施工されたものであると考えられる。また、図 48 の左側白壁部分はより後の時代に改築されたと考えられ、床框の痕跡なども確認できる。



図 50 南面の天井切断痕



図 51 天井切断痕（詳細）

『聖蹟志』の平面図では、広間棟南側が1間半ほど南に張り出しているが、図面と照らし合わせると、今回見つかった痕跡の多くは合致する。その後いずれかの時期に減築され、現状は客殿とほぼ同規

模（南北方向6間）に戻されている。

広間棟の床組には、掘コタツを設置した痕跡や、新規床板を既存の床板上に設けるなどの改修が認められる（図52）。これらの痕跡も料亭として使用した際に行われた改修と思われる。床下も根太などが改修されている可能性があるが、今回は調査することができなかった。



図 52 広間棟の床組

中間装置にも改変箇所が多い。特に明治44年（1911）に料亭として使用されるようになって以降は大小の改変が頻繁に行われたと考えられるため、現存する建具類は比較的新しいと考えられる。

西面の裏座敷にあたる部分の建具は、勝画楼棟の障子が転用されて使われている。また、料亭として使用された際に帳場や小間としていた部分は、新規に柱を挿入するなどの間仕切りが施されている。

#### (4) ま と め

資料・記録類の調査成果<sup>18)</sup>を加味して広間棟の変遷を推定すると、以下のようになる。

註18)：本書 p.59～。

- ① 広間棟は、「御修復帳」に描かれた法蓮寺客殿（方丈）の東側3分の1の建物と同規模であり、建物痕跡からも客殿と広間棟の連続性が看取できる。
- ② 法蓮寺客殿は正保年中（1645-1648）に造営され、享保期までに屋根や間取りに作事が加えられている。
- ③ 天保10年（1839）の火災後、何らかの作事が行われているが、その内容は明らかではない。
- ④ 18世紀中期に勝画楼棟が増築されて以降、大正14年（1925）までの間のいずれかの時期に客殿が3分の1の規模に減築され、東西棟が南北棟に変更されたと考えられる。また、この際に建物位置が北西側に移動された可能性がある。
- ⑤ 広間棟は南側に一間半ほど増築され、後に減築されているが、時期、要因は不明である。
- ⑥ 客殿で廊下や奥の間だったスペースは、後の改変により間仕切りが行われ、小部屋や物入れなどに小割されている。
- ⑦ 明治以降、料亭として使用された50年ほどの間に、内装・外装に様々な改変が加えられ、現在に至る。

なお、広間棟では番付墨書の痕跡は2箇所しか発見できなかった（図53、図54）。解体を伴う詳細調査を行うことで、かつての建物規模を知るための手掛かりを得られると思われる。



図 53 番付墨書「と廿一」



図 54 番付墨書「へ拾四」

また、天保火災の痕跡は、今回の痕跡調査では見出すことができなかった。延焼部分を完全に取り除き、被害のなかった部材のみが再利用されたとも考えられるが、木造茅葺建物の火災を一部延焼のみで食い止めたとは考えにくい。客殿も天保火災では延焼を免れ、他の何らかの要因によって改築された可能性も視野に入れて検討していく必要がある。

いずれにせよ、広間棟には不明な点がまだまだ多い。正確な建築年代や建物の変遷を究明するためには、部材の科学的分析が必須となろう。